

平成 27 年 2 月 10 日（火）

於・特許庁庁舎 16 階 共用会議室

産業構造審議会 第 6 回知的財産分科会  
議 事 録

特 許 庁

## 1. 日時・場所

日時：平成 27 年 2 月 10 日(火曜日)10 時 00 分－12 時 15 分

場所：特許庁 16 階共用会議室

## 2. 出席委員

大淵分科会長、青山委員、飯田委員、沖野委員、片山委員、品田様（菅野委員代理）、君嶋委員、久貝委員、高山委員、春田様（竹詰委員代理）、田原委員、中鉢委員、土肥委員、中村委員、野坂委員、林委員、古谷委員、亀井様（間塚委員代理）、宮島委員、早稲田委員、渡部委員

## 3. 議題

- (1) 具体的な政策課題（分科会とりまとめ）に関する主な取組みについて
- (2) 特許制度小委員会の報告
- (3) 営業秘密の保護・活用に関する小委員会の報告
- (4) 審査品質管理小委員会の報告

## 1. 開 会

○ 渕上総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会第6回知的財産分科会を開催いたします。

総務課長の渕上でございます。よろしくお願いいたします。

本日は御多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。議事に先立ち、分科会長交代の御連絡をさせていただきます。

分科会長につきましては、産業構造審議会令第6条第3項の規程に基づき、本委員の互選により選出することとされております。互選の結果、大渕哲也東京大学大学院法学政治学研究科教授が選出され、御本人の御承諾をいただいておりますので、大渕委員にお願いいたしたく存じます。

それでは大渕分科会長、一言御挨拶をよろしくお願いいたします。

○ 大渕分科会長 ただいま御紹介いただきました東京大学の大渕でございます。御指名でございますので、分科会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本分科会が対象としております知的財産というものの現代社会における重要性は、今さら申し上げるまでもございませんが、その重要性は今日、なお一層高まってきております。そして、申すまでもなく、本分科会は知的財産政策についての中核的な審議会であります。この分科会場で、技術、法律、ビジネスなどのさまざまな面から先生方の議論を尽くすことが肝要であると思っております。

また、ユーザーあつての知財でございますので、ユーザーの方々にはそれぞれのお立場から最新のユーザーニーズをお示しいただければ幸いです。知的財産制度を含めて、制度というのは使われてこそ意味があると思っておりますので、使える制度となるように、ユーザーニーズについて最新のものを示していただければと思っております。

それでは、大所高所からの御意見も含めまして、ぜひ活発な御議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 渕上総務課長 ありがとうございます。

では、以降の議事の進行につきましては大渕分科会長にお願いいたします。

○ 大渕分科会長 お手元の議事次第にありますとおり、本日は、事務局から昨年2月に本

分科会でとりまとめた具体的な政策課題に関する主な取組みについての説明を行った後、各小委員会の報告を行っていただく予定でございます。

## 2. 配付資料の確認等

○大淵分科会長 それでは、まず委員の出欠状況及び定足数、配付資料、本分科会の公開及び議事録の取扱い等に関しまして、事務局より確認させていただきます。よろしく願いします。

○渕上総務課長 まず、新たに本分科会の委員になられた方につきまして御紹介をさせていただきます。

東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構教授の飯田香緒里委員でございます。

続きまして、最高裁判所事務総局行政局長(兼 民事局長)の菅野雅之委員でございます。

次に、日本商工会議所常務理事の久貝卓委員でございます。

日本労働組合総連合会経済政策局長の竹詰仁委員でございます。

東京工業大学精密工学研究所准教授、田原麻梨江委員でございます。

日本弁護士連合会知的財産センター事務局長、早稲田祐美子委員でございます。

東京大学政策ビジョン研究センター教授、渡部俊也委員でございます。

以上の7名の方に新たに委員に御就任いただきました。

また、本日は、菅野委員、竹詰委員、間塚委員の代理として、それぞれ、最高裁判所の品田行政局第一課長、日本労働組合総連合会の春田経済政策局次長、日本知的財産協会の亀井副理事長に御出席をいただいております。

なお、竹中委員、小林委員は、本日は御都合により御欠席という御連絡を頂戴しております。また、所用のため、久貝委員は途中退席されると伺っております。

この結果、全委員の過半数を超える18名の委員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の分科会は成立となります。

次に配付資料についてでございますが、配付資料一覧でございます。資料1-1「一年間の取組成果—世界最高の知財立国に向けて—」から、資料1-2、参考資料1、資料2-1、2-2、参考資料2と続きまして、資料が8点、参考資料が4点、計12点の資料をお手元にお配りしております。途中でも結構でございますが、不足、落丁等がございましたらお申し出いただければと存じます。

続きまして、本分科会の公開についてでございますが、一般の方々の傍聴を認めることとしております。また、特段の事情がある場合を除き、会議後に議事録と配付資料を特許庁のホームページにおいて公開したいと存じます。また、議事録に関しましては、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

### 3. 伊藤長官挨拶

○大淵分科会長 それでは、伊藤特許庁長官から一言御挨拶をお願いいたします。

○伊藤長官 おはようございます。本日は御多忙のところをお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また、日ごろから特許行政、知財行政に対しまして、御理解とさまざまな御支援をいただいていることに、改めて感謝申し上げたいと思います。

御案内のとおり、昨日、国際収支統計が発表されまして、経常収支の黒字が2.6兆円と、過去最小ということですが、この中で、貿易・サービス収支の中に入っているのですが、知財の使用料の収支が1.7兆円の黒字ということで貢献をしております。10年前のこの数字は2,000億円程度でしたから、1.7兆円まで拡大してきたということで、この10年間、企業活動が非常にグローバル化している中で、日本経済全体に占める知財のウエートが着実に大きくなっているということがうかがえると思っております。

昨年度、知財分科会におきまして、平成15年に知財基本法が成立して10年ということで、さまざまな環境変化の中で今後取り組むべき政策課題をどう考えるべきかということをお議論いただきまして、特許庁が向かうべき方向性や、知財政策はどうあるべきかという御提言を昨年の2月にとりまとめていただきました。その点を踏まえまして、この1年、特許庁としても全力で取り組んできているということでございます。

柱としては三つありまして、一つは世界で最速・最高品質の知財システムを目指していくという取組み、二つ目が中小企業などの裾野を拡大して知財の利用をもっと拡大していくという取組み、三つ目が知財のシステムのグローバル化をどのように進めていくかという取組み、この三つが大きな柱であると考えております。

本日は、こういった取組状況について御報告させていただくとともに、職務発明制度の見直しについて時間をかけて議論をいただいた特許制度小委員会のとりまとめの報告をさせていただくこと、それから、営業秘密の保護・活用に関する小委員会のとりまとめの報告、それから、審査品質管理小委員会の検討状況についても報告をさせていただきたいと

考えております。委員の皆様におかれましては、我々の取組状況を踏まえていただき、今後の方向性について積極的な御意見を賜ればと思っております。よろしく願いいたします。

○大淵分科会長 御挨拶をありがとうございました。

#### 4. 資料説明

- (1) 具体的な政策課題（分科会とりまとめ）に関する主な取組みについて
- (2) 特許制度小委員会の報告
- (3) 営業秘密の保護・活用に関する小委員会の報告
- (4) 審査品質管理湖委員会の報告

○大淵分科会長 それでは議題に入らせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、最初に事務局から議題に関する御説明と、それに対する質疑応答を行い、その後に今後の知的財産行政や知財制度のあり方についての自由討議とさせていただく予定です。

それでは、最初に事務局から御説明をお願いいたします。

○前田企画調査課長 企画調査課長の前田でございます。お手元のクリップ止めの資料をご覧くださいければと思いますが、資料1-1、1年間の取組成果というA3の紙、その後ろにパワーポイントの資料をつけております。具体的な政策課題に関する主な取組についてという資料、この二つに基づいて御説明申し上げたいと存じます。

先ほど長官からもございましたとおり、昨年の分科会におきましては、これまでの10年間を振り返るとともに、環境の変化等を踏まえまして、今後特許庁として実施すべき事項について具体的なとりまとめをいただいたところでございます。資料1の束でございますが、それら御指摘いただきました事項について、特許庁としてこの1年間どのような取組を行ってきたか、どのような成果を上げてきたか、フォローアップとしてとりまとめたものでございます。

クリップを外していただきまして、資料1-1をご覧くださいければと存じます。いただきました実施すべき項目の主なものを三つの観点で整理しております。各項目についてはパワーポイント資料で御説明を申し上げますが、それぞれの観点におきます問題意識、方向性について、まず囲みに基づいて御説明したいと思います。

一番左の欄、世界最速・最高品質の知財システムの実現でございます。これは審査を中

心とした観点ですが、昨年3月末に10年来の目標でございました「FA11」を達成しております。これを踏まえて世界最速かつ世界でも通用する質の高い審査を実現する必要性、またイノベーションを促進する環境整備を行う必要があるというのがⅠ.でございます。

続きましてⅡ.でございますが、「地域」、「中小」をキーワードに、地域を支える中小・ベンチャー企業等への知財支援という観点で整理しております。中小企業による特許出願はまだまだ低調であります。地域を支える中小・ベンチャー企業等、多様なニーズに応える幅広い支援を強化する必要があるというのがⅡ.でございます。

最後に一番右の欄、Ⅲ.でございます。国際化という観点から、知財システムの国際化の推進として項目を整理しております。日本企業のグローバル化を支えるため、審査結果の発信とかアジア諸国の知財システムの整備等がⅢ.でございます。

それでは、A3のこの紙は目次的に横に置いていただきまして、資料1-2に基づいて各項目、少し詳細に御説明申し上げたいと存じます。

2枚ほどめくっていただきますと、まず「世界最速・最高品質の審査」の実現という項目でございます。2004年に定められた「FA11」を、皆様の御協力もいただきながら昨年度末に達成いたしました。それを踏まえて新たな目標として、出願は権利化されてこそという観点から、FAに加えまして権利化までの期間を2023年までに平均14か月以内とする目標を策定しております。FAについても10か月以内とする目標を、昨年3月に策定したところでございます。左下に各国の比較を示しておりますが、ご覧のとおり、権利化までも世界最速を実現しようとするものでございます。

次に、速さだけではなく審査の質の一層の向上を図るため、審査の品質管理の基本原則を定めた品質ポリシーを4月末に策定しております。さらに、8月には分科会のもとに審査品質管理小委員会を設置いたしまして外部からの品質管理のチェック体制を整えるなど、品質向上に向けて種々の取組みを行ってまいりました。

具体的な取組みについては右の黄色のところを書いてございますが、品質ポリシーに加えまして、品質マニュアルの策定や、品質管理の充実、外国文献検索の充実、審査基準の抜本的な記載の見直しなどを実施しているところでございます。

次に、参考として我が国における特許等紛争解決の実態把握、調査研究でございますが、それについて簡単に御説明申し上げたいと存じます。品質担保の観点から、昨年度及び今年度、種々の調査を実施しているところでございます。昨年度の調査研究におきましては、特許権の安定性を担保する制度の導入へのニーズや、効果、課題等について、ヒアリング

や海外調査、委員会での検討を行ってきたところでございます。その結果といたしまして、有効性推定規定や明白性要件、無効理由の制限の導入等の検討が必要との報告があったところでございます。また、今年度におきましては、和解等を含めた紛争の発生から解決に至る全体的な実態を調査・分析中でございます。

1枚めくっていただきまして、2. 利便性の高い情報検索環境の構築でございます。御案内のとおり、中国特許文献が爆発的に増大しております。これらを検索できる環境を整備するという観点から、「中韓文献翻訳・検索システム」をこの1月から提供を開始したところでございます。左下に主な特徴として書いてございますが、直近10年間の公開分の中国・韓国文献、合計1,000万件の全文を日本語で検索可能としております。

それから、これまでIPDLとして提供してまいりました特許情報提供システムですが、高度化・多様化するニーズに応えるため、この3月より「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」として提供開始の予定でございます。「J-PlatPat」の主な特徴を右の欄に書いてございますが、4点ほどあるかと存じます。まずはユーザーインターフェイスの刷新ということで、直感的に使いやすいユーザーインターフェイスを提供するという観点、それから、J-GLOBALと連携することによって非特許文献も一括検索可能にするということ、さらに検索サービス機能の充実化とか、この4月から施行予定の「色彩」とか「音」等の新しいタイプの商標への対応をしております。

続きまして3. 営業秘密の保護強化に向けた取組でございます。後ほど詳細に御説明申し上げますが、昨今の大型技術漏洩事件等を踏まえまして、産業競争力の源泉である情報の保護を強化し、技術流出の防止を図るため、営業秘密の保護・活用に関する小委員会では9月より4回の審議を行っていただいたところでございます。報告書につきましては議題3で報告をさせていただきます。

柱といたしましては黄色にあるとおりで、三つございます。制度面での抑止力向上ということで刑事、民事の面での制度的な対応、それから指針・マニュアルの整備ということで、これまでございました「営業秘密管理指針」を改訂し、さらに「営業秘密保護マニュアル」、仮称でございますが、これを策定するというところでございます。

さらに、右の下ですが、ワンストップ支援体制の整備でございます。これは、生まれた知恵をどのように保護するか、特許か営業秘密かといったツール毎に相談を受け付けるのではなくて、もっと上流の総合的な知財戦略構築の観点から、INPIT(工業所有権情報・研修館)におきまして普及啓発、意識を高めるということとか、営業秘密を含む総合的な相

談体制を整備したものでございます。これにつきましては、27年2月2日から相談の受付を開始したところでございます。

めくっていただきまして、イノベーション促進のための職務発明制度の見直しでございます。後ほど議題の2で詳細に御説明申し上げますが、特許小委で11回にわたり精力的な御議論をいただいたところでございます。この1月に、同小委員会でもりとめられた報告書を公表したところでございます。

概要としては、3点、記載にあるとおりでございますが、従業者等に対して、現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障するという点、さらに、特許を受ける権利については、初めから法人帰属とする点、三つ目でございますが、法的予見可能性を高めるために、政府としてガイドラインを策定するという点でございます。

続きまして、5. 知的財産を取得する際の料金制度の検討でございます。昨年4月から実施しております減免措置につきましては、パンフレットの配布等、周知を実施してきたところでございます。さらに、特許制度小委員会において料金の改定について御議論いただきまして、報告書の概要でございますが、特許、商標等について料金の改定を検討することになっております。詳細は後ほど説明がございまして、特許についてはおよそ10%程度の料金の値下げ等が可能であると考えているところでございます。

続きまして二つ目の観点、地域を支える中小・ベンチャー企業等への知財支援でございます。

1. 専門家が相談に応じてくれる窓口機能の強化でございます。これまで特許庁では、47都道府県、57か所に知財総合支援窓口を設置したところでございます。その機能強化という観点から、昨年4月から知財専門官、弁理士・弁護士でございますが、週に1回配置するとともに、営業秘密相談を含め無料で相談できる体制を拡充したところでございます。

さらに、二つ目でございますが、更なる会社の掘り起こしを図ることから、これまで相談実績のない中小企業を積極的に訪問する知財アドバイザー制度を、昨年4月以降、窓口配置しているところでございます。これにより知財の裾野拡大活動を強化しているということでございます。

27年度におきましては、中央において相談実績もある INPIT と連携しつつ、知財専門家の配置、回数を増やすなど、拡充を図っていきたいということでございます。

これまでの実績でございますが、左下にありますとおり、支援件数については順調に増大の傾向にあるところでございます。

1枚めくっていただきまして、続いてグローバルに展開する中小企業の知的財産の権利化支援、模倣品対策でございます。中小企業の海外展開を知財面から支援するという観点から、海外での権利取得から権利行使まで総合的に支援を実施するものでございます。

左欄ですが、まず権利化支援でございます。中小の戦略的な外国出願を促進するため、外国出願に要する費用、これは出願手数料とか翻訳費用、代理人費用等でございますが、その半額を補助しようとするものでございます。26年度、昨年度からJETROを活用して全国で補助を受けられるように体制を整えたところでございます。その結果でございますが、一番下の欄を見ていただければ分かりますとおり、これまでの支援実績としては、26年度、年度途中でございますが、約520件と、昨年度と比して大幅な増加を見せているところでございます。これを受けて、27年度予算でございますが、6.3億円ということで増額を予定しているところでございます。

右欄、模倣品対策でございます。これは中小企業が海外で取得した権利を侵害する模倣品への対策を講じるための費用を補助するものでございます。26年4月から、模倣品に関する調査に加え、模倣品業者に対する警告状作成とか、行政摘発に係る費用を補助対象に加えたものでございます。これは、これまでの模倣品に関する調査というところから、さらに戦うこと、摘発することにも補助の対象を拡大したということでございます。

さらに、三つ目、既に公開されている技術文献等の調査支援でございます。中小企業・地域知財支援研究会、これは特許庁に設置した研究会でございますが、特許情報の活用のあり方についても検討を行っていただいたところでございます。昨年7月に報告書を取りまとめていただいておりますが、研究段階、出願段階、審査請求段階、これら三つの段階に応じた先行技術調査支援の必要性について御指摘をいただいたところでございます。

それを受けまして、来年度ですが、新規の予算要求を行っております。左下ですが、①研究開発段階、②出願段階については、特許マップ等の作成の御支援をさせていただくことによって、中小企業の効果的な研究開発投資の促進や、強い権利の取得を促進していきたいというところでございます。続いて③審査請求段階でございますが、まさしく無駄な審査請求の回避、あるいは審査請求段階における適正な補正を支援するため、約1,000件の出願についての先行技術調査について御支援する予定でございます。

めくっていただきまして、最後の項目、Ⅲ.国際化の観点でございます。

14ページ目、特許審査ハイウェイの運用改善でございます。グローバルに活動する我が国企業が各国で早期に権利を取得するため、特許審査ハイウェイの加盟拡充に向けた働き

かけを現在実施しているところでございます。PPH の利用により各国における審査の迅速化が図れるとともに、高い特許率となっております。

右下の(2)及び(3)をご覧ください。例えば日本の欄を見ていただければ分かりますとおり、ファーストアクションまでの期間が全出願の平均ですと10.4月ですが、PPH 経由できた出願については1.74月と、非常に早くファーストアクションが行われております。さらに特許査定率、これはファーストアクションにおける特許査定率でございますが、ご覧いただければ分かりますとおり、黄色に比して紫の値が非常に高い、つまりファーストアクションで特許査定になる率が高いというところを示しております。

めくっていただきまして、審査関連情報の特許庁間での共有及びユーザーへの提供でございます。知財活動のグローバル化に伴い、審査や参考技術文献調査の相互利用等の審査協力が求められているところでございます。これまでは五庁の審査協力推進の枠組みの中で、我が国特許庁が主導的役割を担い、ドシエ情報を相互利用するワンポータルドシエを構築したところでございます。これについては2013年7月から稼働しているところでございます。

さらに我が国特許庁は、五庁の中で他庁に先駆けて、ワンポータルドシエとWIPO-CASEとの連携を確立、これは2014年3月ですが、これを通じまして他国、オーストラリア、カナダ等とのドシエ情報の交換を実施しているところでございます。

加えて一般ユーザーへのドシエ情報の提供でございます。これは2015年3月以降、順次、各国特許庁のホームページを通じてドシエ情報を提供する予定となっております。

さらに、英語による国際出願を対象とする特許庁による一次審査の実施でございます。これまで、右下欄にございますが、ASEAN 諸国等主要7か国の他国特許庁で受理したPCT出願について、私ども日本国特許庁において国際調査等を実施してまいりました。それに加えまして、国際的な審査協力を一層推進するという観点から、米国におけるPCT出願についても国際調査等を開始する予定です。まずは技術的にも重要と考えられますグリーン技術を優先して取り上げ、およそ3年間で5,000件をめどとして実施する予定でございます。

めくっていただきまして、新興国への我が国制度・運用の浸透でございます。アジア等の新興国に対して、我が国の審査手法等我が国の制度・運用の一層の浸透を図るため、種々のスキームを活用して、審査官を含む長期・短期の専門家の派遣や、アジア諸国からの審査官・研修生の受入れをこれまで実施してきたところでございます。右下欄にこれまでの

実績が書いてありますが、延べでございまして、4,257名の研修生をこれまで受け入れております。さらに右下の最下欄ですが、534名の専門家を各国に派遣してきたところでございまして。

今年度の実績は左の四角囲いの中にございまして。特に二つ目の四角ですが、シンガポールへの特許審査官の派遣を今年度から実施しております。これは日本国特許庁の審査官をシンガポール特許庁に上席審査官として派遣いたしまして、シンガポールの審査官を指導する立場として、3年間という長期の派遣をこの1月から実施したところでございまして。

今後の展開でございまして、上の四角囲いにございましてとおり、さらに中南米諸国の審査官の受入れを拡大していきたいと考えているところでございまして。

下のページでございまして。特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約加入を担保する国内手続規定の整備でございまして。これも後ほど特許制度小委員会の報告の中で詳細に御報告させていただきますが、各国で異なる国内手続の統一化、簡素化を進める観点から、これら条約への加入を進めるべく、加入に向けた法整備をしていくというものでございまして。

めくっていただきまして、特許制度の国際調和に係る動きでございまして。海外での円滑かつ予見性の高い特許権取得を可能とするためには、各国の特許制度の調和が不可欠でございまして。そういった観点から種々の会合を実施しているところでございまして、2014年4月には第5回テゲルンゼー会合が開催されております。この会合においては、左下にございまして、グレースピリオド、衝突する出願の取扱い、18か月全件公開、先使用权の4項目について集中的に議論をされたところでございまして。その最終レポートがとりまとめられておりますが、これを受けて、昨年7月ですが、東京で特許制度調和に関する国際シンポジウムを開催したところでございまして。

さらに、2014年6月、韓国・釜山におきまして五大特許庁長官会合が開催されたところでございまして。こういった種々の場を通じて制度調和に向けた議論を特許庁としてはリードしていきたいというところでございまして。

それから、4.意匠の国際協力の推進でございまして。これまでは、左下のポンチ絵にございまして、商標五庁会合の意匠セッションとして中国を除く四庁で意匠に関する意見交換の場が設けられておりました。昨年12月ですが、デザインの重要性の高まり等を踏まえまして、これにSIPOを加えた主要五庁による国際的な枠組みを構築したというところでございまして。意匠五庁会合、「ID5」と呼んでおりますが、そういった会合が創設されたという

ことでございます。

ID5 で議論される予定については、右の四角囲いにあるとおりでございます。こういった ID5 とか二国間会合の場を通じて、各国制度のさらなる相互理解の促進とか、利便性の向上のための議論を主導していきたいというところでございます。

めくっていただきまして、ハーグ協定関係でございます。現状について簡単に御説明申し上げたいと存じます。ハーグ協定については、これまで 47 か国が加盟しているところでございます。我が国は加入書を寄託する日の 3 か月後に発効の予定でございます。現在、寄託に向けて作業を進めているところでございます。

今後は、我が国の経験を共有し、未加盟国の加盟促進を図ることを強化していきたいと考えているところでございます。特に 2015 年までに 7 か国以上の加盟を目指しております ASEAN 諸国に対して加盟促進を図ってきたいというところでございます。

最後でございますが、昨年 4 月に法改正いたしました 26 年改正法について現在の取組み状況について御説明申し上げたいと存じます。

皆様方の御協力もいただきながら昨年春に法改正をさせていただいたものでございます。まず左、特許法関係でございます。2 点でございます。救済措置の拡充というところで、災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間の延長を可能とするものとか、(2) ですが、特許異議申立制度が創設されたということでございます。

それに向けた取組みですが、4 月 1 日施行を目指しておりまして、まず一つ目、救済措置関連については、方式便覧の改訂とかガイドラインの改訂を行っているところでございます。また、特許異議申立制度については便覧の改訂等を行っているところでございます。

二つ目、B. 意匠法でございますが、ハーグ協定の加入に向けた規定の整備を行ったところでございます。27 年に国際出願受入れを目指しておりますが、意匠審査基準の改訂とか、国内発効のための取組みを種々実施しているところでございます。

それから、商標法関連でございます。これも 2 点でございます。保護対象の拡充というところで色彩や音といった新しい商標を受け入れるというところ、二つ目として地域団体商標の登録主体の拡充というところで NPO 法人等が登録主体となれるというところを改正させていただいたところでございます。それに向けた取組み、右の欄でございますが、審査基準の改訂とか、商工会等に対する個別の説明会を通じて制度の普及・啓発を実施しているところでございます。

それから、弁理士法等の改正でございます。弁理士の使命条項を入れさせていただいた

ところでございますが、それに向けた取組みといたしましては、弁理士会にも御協力をいただきながら、弁理士会の自律的な取組みを強化していただいているところでございます。さらに試験制度の見直しであるとか、義務研修としての弁理士法改正説明会を実施したところでございます。

その他につきましては、国際出願法の改正でございますが、国際出願の手続、ガイドラインですが、これの改訂を行っているところでございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○大淵分科会長 次、お願いします。

○中野制度審議室長 それでは、続きまして特許制度小委員会の報告書について御報告を申し上げます。資料2-1に要約をつけておりますので、これに基づいて御説明させていただきます。

特許制度小委員会におきましては、昨年の3月から12月まで、11回にわたり検討を行ってまいりました。その報告書はパブリックコメントを経て1月の下旬にとりまとめております。資料2-2に本体をつけておりまして、参考資料2とありますのがパブリックコメントの意見でございます。

概要は、まず職務発明制度の見直しということで、先ほども少し説明を申し上げましたが、緑色の枠囲いの右側をご覧くださいと思いますが、三つの方針が議論されました。第1に、従業員等に対して、現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障するという柱であります。

2番目が、職務発明に関する特許を受ける権利については、初めから使用者等に帰属するものとするようになっております。ただし、※印のところですが、注書きがございまして、ただし、従業者帰属を希望する法人（大学・研究機関等）や職務発明に関する契約・勤務規則などを有しない法人に対して、この制度改正が不利益にならないようにすることというように注が付されております。

それから3番目に、政府は、関係者の意見を聞いて、インセンティブ施策についての使用者等と従業者等の調整の手続に関するガイドラインを策定するというふうになっております。このガイドラインについても注書きがございまして、以下の性格のものを想定する。まず、研究活動に対するインセンティブについて民間における創意工夫が発揮されるよう、民間の自主性を尊重するガイドラインであること、それから、業種ごとの研究開発の多様な実態や経済社会情勢の変化を踏まえたものとするようになっております。

2番目は特許料金等の改定でございます。これは、平成20年の改正のときの附則に施行5年後の検討を規定しているということがそもそもあります。こうした中で、特許特別会計の中長期的な収支見通しなどを踏まえて、また、国際出願の件数の拡大とかいったことも踏まえて検討したものでございます。

その結果、右側の青い枠囲いですが、特許料及び特許出願料を引下げ、商標設定登録料及び更新登録料を引下げ、それから国際出願の調査手数料などを日本語及び英語の別に定める料金体系に改正することになっております。なお、料金に関しまして、今申し上げた報告書を踏まえた具体的な検討ですが、こちらについてはお手元の参考資料3、先ほどのパブリックコメントの資料の次の参考資料3、特許料金等の改定についてというところで、現在検討している料金の具体的な数字を詳細に書いてございますが、概要を申せば、特許料及び特許出願料は10%程度の引下げに、商標登録料は25%程度、商標更新料は20%程度の引下げになる方向で検討を進めているということでございます。

資料2-1に戻っていただきまして、最後に特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の加入という紫色の囲いですが、今、国内出願手続の統一化及び簡素化を進めるということで、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約というのがそもそもございまして、2013年にアメリカが加入するなど、近年、欧米諸国の加入も進展している中で、国際的な制度調和の観点から我が国も加入を検討するというような趣旨でございます。

これにより、条約に加入するために関連する国内法規を整備するというところでございます。右側の紫色の枠囲いですが、特許・商標の手続の利便性を向上させる規定を条約に従って導入することになります。幾つかございますが、代表的なものを挙げますと、外国出願における翻訳文の提出期間を経過してしまった場合にそれを救済するような規定を導入したり、書類の添付忘れなど瑕疵ある出願について、一定期間内に限り補完を可能とする制度というような内容になっております。

私からの説明は以上でございます。

○木尾知的財産政策室長 続きまして営業秘密の保護・活用に関する小委員会について御報告いたします。資料3-1をご覧くださいと思います。

ページをおめくりいただきまして、この議論のきっかけとしては、新聞報道等々で御存じの方も多いかと存じますが、我が国の企業の基幹技術が外国企業に漏洩している紛争事案、あるいは個人情報情報の漏洩、そういう企業情報の漏洩事案の多発に対応する制度面での抑止力の向上その他について、議論を昨年9月末からさせていただいております。都合4

回の審議を経まして、本年2月9日、昨日ですが、中間とりまとめを発表させていただいたところでございます。

ポイントとしては三つございます。まず1点目が制度的な対応として、制度面で抑止力をどうやって上げていくのかという話でございます。これについては、よく言われる話として御紹介させていただきますと、我が国企業の従業員、元従業員が外国企業に対して、極めて高額報酬を受けて技術情報を漏洩させました、あるいは、それに対応して日本企業が当該外国企業に対して1,000億円程度の賠償請求をしていますという事案に対応して、どのような形で抑止力を考えていくのかということが主眼でございます。

2点目は営業秘密管理指針・マニュアルの整備というところでございますが、後ほど御説明させていただきます。

3点目は制度面以外の話でございますが、日本企業、特に中小企業に対して、ワンストップで営業秘密管理についても、ほかの知財の相談と同様に支援をしていく必要があるのではないかと話でございます。

2ページでございます。若干議論の背景を書かせていただいておりますが、先ほど申し上げましたように個別の紛争事案等に対応して、日本再興戦略、閣議決定でございますが、あるいは知的財産推進計画で営業秘密について、関連法案の提出等々について検討せよという宿題をいただいて今回の小委員会での議論になったということでございます。

ページをおめぐりいただきまして3ページ目でございます。先ほどの三つのポイントのうち1点目、制度的な対応の部分でございます。まず、法制的な整理・検討を早急に行う事項として、現在私どもで法制的な立法作業を行っている事項と、引き続き検討を行う事項に二分しております。

法制的な整理・検討を早急に行う事項として、基本的には二つ柱がございまして、まず1点目として抑止力の向上というところについて重点的に考えております。さらに2点目として申し上げますと、スマートフォンの普及でありますとか、サイバー攻撃の技術の向上であるとか、あるいはクラウドの普及とか、営業秘密である情報の保管・流通の形態に対応して処罰範囲を整備するという2点で考えております。

その上で、刑事規定について、処罰範囲の議論を御紹介させていただきます。あまり細かく御説明させていただくと時間をとりますので、はしりながら説明させていただきますと、まず国外犯というところをご覧いただきたいと思いますが、例えば日本企業がクラウドサービスを利用されている例も急速に増えてきていると理解しております。クラウド

については、物理的なサーバーは、日本にある場合もありますが、海外にある場合も非常に多い。そういう場合には、法律的に評価すると、海外に物理的に存在する情報を窃取するという事になると、日本の不正競争防止法が及ぶかどうか必ずしも明確ではないということに対応いたしまして、国外での日本企業の営業秘密の取得についても処罰対象にしますというところが1点目でございます。

2点目でございます。これは未遂行為を処罰対象にするということです。基本的な問題意識といたしますと、サイバー攻撃等々情報通信技術の高度な発達に伴って、法益侵害の危険性は営業秘密が現実に盗まれる段階では遅きに失する場合もあって、例えば、システムとか、パソコンとか、そういうものが乗っ取られる段階においても、法益侵害というのは、相当危険性が高まっているのではないかとということでございます。

3点目は転得者ということです。現行法上は直接の実行行為者本人から営業秘密を取得して利用した者だけが処罰対象になるわけですが、例えば、ベネッセのケースなどでいうと6次取得者まで取得の範囲が拡大している。一旦営業秘密が取得されてしまうと、それこそスマホ等々によって簡単に拡散してしまうという実態に対応して、転得者について処罰対象を広げようということでございます。

4点目は営業秘密侵害品の譲渡ということです。これは基本的には特許権侵害品と同様の並びだと思っております。営業秘密を侵害して生産された物品について、それを故意で譲渡する、あるいは民事でいうと悪意重過失で譲渡することについて、刑事、民事の措置の対象にしていくということでございます。

その上で、右側、2. 刑事規定（法定刑等）のところでございますが、こちらについては抑止力の向上の観点から罰金刑を引き上げる、あるいは海外重課についても具体的に検討する、個人、法人ともでございますが犯罪収益についても没収を検討する、その上で、現行は親告罪でございますが非親告罪化することを検討する、という方向性をいただいております。

以上は刑事でございまして、次に民事規定について御説明させていただきます。こちらについては営業秘密を盗まれた被害者について、営業秘密侵害訴訟を起こす場合の立証負担を軽減しましょうということでございます。いろいろ要件を加えておりますが、極めて単純化して申し上げますと、不正に営業秘密を取得した人に対しては、使用するために不正に窃取したのしょうということに一定の経験則が成り立つだろうと思っておりますので、不正に営業秘密を取得した人に立証負担を転換して、当該営業秘密を使用していないとい

うことの立証をさせることを考えております。

さらに、ややテクニカルな話ですが、除斥期間、現行法では10年になっておりますが、営業秘密の侵害が、盗まれてからかなり長期間経過して分かるという事案も増えてきていると聞いておりますので、10年から20年に延長しております。

最後の営業秘密侵害品の譲渡・輸出入については、刑事規定と平行でございますので、説明を割愛させていただきます。

その上で引き続き検討を行う事項として御紹介させていただきますと、3点ございます。まず、証拠収集手続の強化・多様化ということで、先ほど被害企業の立証負担の軽減として、不正に営業秘密を取得した人については立証負担を転換するという話をいたしました。そういうアプローチはあるかもしれないけれども、より本筋は現行法の民事訴訟法における文書提出命令の拡充とか、あるいは、アメリカにおけるディスカバリーみたいなものも視野に入れるべきではないかという御議論もいただきましたが、引き続き証拠収集手続の強化・多様化について検討をしていくということでございます。

2点目でございますが、国際裁判管轄・準拠法、要は日本企業の営業秘密が盗まれて海外で使用されました、海外で開示されましたというときに、日本の裁判管轄がどこまで及ぶのか、日本法がどこまで裁判対象になるのかということについて、引き続き検討していくということでございます。

3点目に、今、不正競争防止法はブランド的な話とか、デザイン的な話とか、種々さまざまな事項について記述しているところでございますが、その部分から営業秘密だけを抜き出して新法をつくるべきという御議論もいただいておりますので、証拠収集手続の強化・多様化等々、残された引き続きの検討課題とともに、引き続き議論していくことだと考えております。

4ページ目でございます。営業秘密管理指針というものをガイドラインとしてつくらせていただいています。基本的な位置づけとしては、法的な拘束力があるものではございませんで、日本企業にとって営業秘密管理というのが何をしたらいいのかというところがなかなか分かりづらいということを踏まえまして、既存の判例を分析した上で営業秘密の管理について、特に秘密管理性を中心にして、プラスに考慮された事項、マイナスに考慮された事項について100ぐらいの裁判例を分析して整理・分類をして企業に提供させていただいているものでございます。

基本的な考え方、営業秘密として法的な保護を受けるための最低限の要件としては何な

のですかというところについて、秘密として分かったはず（客観的認識可能性）プラス、一部社員のみ知っていた、いわゆるアクセス制限の話と、両方必要なのではないですかという御議論が非常に強くございました。具体論で申し上げますと、上のほうの括弧の中に書いてございますが、マル秘の表示とか、研修とか、組織的管理としての管理方針の作成であるとか、物理的に施錠をする、入室制限をする等々、さまざまな対策をやらなければいけないのではないかという理解がございましたが、こちらについて産業界の方々からは、たくさんの対策をお示しいただくのはありがたい面もあるけれども、一方で最低限何をすればいいのか、何をすれば不正競争防止法上の法的な保護を受けられるのかというところが必ずしも明確ではないですねという批判、あるいは、既存の裁判例について行政がどう言う話ではございませんが、産業界の方々からは、すごく厳しいものもあれば、そうでないものもあるし、とても厳しいものになると、そういう鉄壁な管理は、特に中小企業では難しいですねという御指摘、あるいは鉄壁の管理をしなければ秘密として管理している製造ノウハウ等々の営業秘密が守れないのであれば、日本のイノベーションシステムに対して支障が生ずるのではないですかといった批判をいただいております。

それを受けて、産構審の営業秘密の小委員会でご議論をいただいた結果として、次のような方向性で整理をさせていただいております。すなわち、先ほど、客観的認識可能性とアクセス制限と両方あって初めて営業秘密としての秘密管理性が満たされるという整理をしたと説明したところですが、こちらについては解釈を明確化しまして、一番大事なのは、あくまでも秘密として分かっていたはずですね、当該営業秘密に接触する社員が認識可能性がありましたということが重要なので、そのための手段としてアクセス制限があるとか、守秘義務契約があるとか、状況によっては、特に中小企業さんの中で数人の従業者しかありませんという場合には、アクセス制限はなくても、全従業員の中でこの金型は秘密ですよ、持ち出し禁止ですよということを周知徹底するという方法でも十分あり得るだろうと考えております。

そういう整理をさせていただきまして、ページをおめぐりいただいて5ページでございますが、先ほど、基本的な考え方としては社員にとって何の情報が秘密なのか秘密でないのかということの認識可能性が大事ですねという整理をさせていただいたところでございますが、それを踏まえて、今度は営業秘密について、子会社とか、社内の支店とかいうところと共有する場合、あるいは取引先と共有する場合、いろいろあるわけですが、こちらについても若干の整理をさせていただいております。

こちらについては、左側ですが、特に大企業から営業秘密について、全国各地の支店とか業務委託先、あるいは子会社、関連会社とか、種々様々な主体と共有する場合がありますね。そういう場合に共有主体のうちの1か所でも、支店の1か所でも秘密管理性がない、いいかげんな管理をしていますということになると、全社的に営業秘密性が失われるのでしょうか、不正競争防止法上の法的保護が受けられなくなるのでしょうかという懸念の話をよく伺います。実際の訴訟でも、被告側がそういう抗弁をするという話を聞いたりすることもございます。

そういう御懸念に対しては、左下ですが、一定の明確化をしております、基本的には法人単位で判断すればいいという整理をさせていただいております。子会社なり業務委託先で仮に秘密管理性が満たされない場合であっても、自社では秘密管理性が満たされるのですという整理をさせていただいております。さらに法人の内部であっても独立した管理単位ごと、何をもって独立した単位というかということについては※印で書かせていただいておりますが、独立した管理単位ごとに考えればいいのではないのでしょうかということをご提案させていただいております。

右側ですが、こちらは取引先に対して、特に中小企業等々が自社の営業秘密、試作品とか金型を提供するというケースがあるかと思いますが、そういう場合についてNDA、秘密保持契約を締結していないと差止めとか不正競争防止法上の措置を講じることができないというような懸念がございますが、こちらについても対従業員、社員と同様に、自社の営業秘密である意思を明示することが大事なのであって、それをしていれば守秘義務契約がなくても取引先に対して不正競争防止法に基づく措置を講じることが可能なのですという整理をさせていただいております。

以上が営業秘密管理指針の話でございまして、6ページ目ですが、これは特許庁、INPITの世界で先週からやり始めていただいている話でございまして、営業秘密管理について中小企業等に支援強化をしていくということでございます。ここにも書いておりますが、「オープン・クローズ戦略の推進」「営業秘密の保護強化」のために、中小企業にとって、どういう発明を営業秘密として保護するのか、権利化して特許にするのかといった相談、あるいは、営業秘密にする場合、どういう秘密管理をすればいいのかといった相談、さらに実際に営業秘密、企業情報が漏洩している、漏洩している可能性があるという場合に何をしたらいいのでしょうかということについての相談を幅広く受け付けるということでございます。

こちらについては知財総合支援窓口と連携し、あるいは、サイバー的な話であれば私ども経済産業省の所管しております情報処理推進室、IPA と提携したり、警察庁等々とも提携しながら、相談について強く推進していきたいということでございます。

私からは以上でございます。

○岩谷総務課企画調査官 それでは、最後に審査品質管理小委員会の経過報告ということで御紹介させていただきます。A3の紙に基づいて御説明いたします。

品質管理小委員会は、他の特許制度小委員会などと若干毛色が異なりまして、端的に言ってしまうと特許庁の、特許、意匠、商標も含めて、審査の品質管理の実施体制あるいは実施状況について、委員会形式で外部の専門家から客観的な評価を受け、また評価を通じて実施体制、実施状況の改善点を御指摘いただき、御指摘を踏まえながらさらに特許庁の品質管理の充実を図るという趣旨で設置させていただいております。

まず問題の所在としては、2004年に審査迅速化、一次審査までの期間を11か月とする、いわゆる「FA11」という目標を定め、2013年度にこれを達成しました。その間、企業活動のグローバル化が進展しておりまして、例えば国際出願の急激な伸びなどに見られますように、知的財産に関しても非常にグローバル化が進んでおります。その結果、日本の審査結果が他国でも通用するような品質の確保ということが急務となっております。

もちろん審査迅速化の取組みの中で特許庁としても品質管理については従前から力を入れておりまして、例えば審査に対する管理職によるチェック、あるいは専門家による品質の監査、サンプルチェックなどの取組みを行っております。その結果、現在のところ、他国に比べて一人当たりの審査件数が数倍という中で、アンケート調査の結果を見ますと、「満足」という回答が45%、「普通」という回答まで含めると92.5%の回答を得ている状況でございます。

また、同様のアンケートの結果、過去の技術文献の調査とか、審査官の理解力、判断などについて、ほかの特許庁よりもすぐれているという回答をいただいている一方、問題点も幾つか見えておりまして、例えば拒絶理由通知、出願人に権利化できない理由を通知するに当たって、その通知の内容の記載が親切ではないとか、論理立てが明確でないなどの御意見をいただいております。その他、審査官一人一人の判断ということもあり、審査官の間での判断のばらつきを指摘する声も幾つか頂戴しているところでございます。

これを受けまして、昨年8月に品質管理小委員会を設置させていただきました。品質管理小委員会におきましては、まず特許庁の品質管理の実施体制、実施状況に対する評価

項目を策定していただき、最終的に本年度、3月に予定しておりますが、平成26年度の特許庁の取組みに対して、あるいは実施体制に対して最終的に評価をいただくということで現在審議を進めております。

A3の資料をめくっていただきまして、品質管理に関する評価項目及び評価基準（仮案）というのを添付しております。資料4-2です。これは先ほど申しました委員会において現在審議している仮案でございます。まだ確定している案ではございませんが、このようなものを作成し、品質管理の評価をいただく予定となっております。

その他、参考資料を後ろにつけておりますが、審査をするに当たって、権利というのは使って初めて価値を有するという観点から、現在、品質ポリシーというのを置いておまして、強く・広く・役に立つ権利の設定ということをメルクマールとして審査を行っております。すなわち、権利化された後、後に発見された事実により権利が潰されないような強さ、それからビジネスにおいて十分広く権利行使ができる広さ、かつ、同様にビジネスにおいて役に立つ権利という権利設定をメルクマールとして品質ポリシーというのを置いております。

品質管理小委員会については以上です。

○大淵分科会長 詳細な御説明をありがとうございました。

それでは、後ほど御意見はお伺いしますので、この段階では今の御説明に関しまして御質問がありましたらお願いいたします。

では沖野委員、お願いいたします。

○沖野委員 ありがとうございます。

最初の御説明について、最速・最高品質の知財システムの実現に関してですが、権利化の期間について数値目標を改めて設定し、その達成を図るという部分について、資料で申しますと1-2の3ページです。左側にデータを出していただいているのですが、このデータに関して可能なら補足していただきたいということです。

一つは、日本の目標として書かれている赤字ですが、この目標というのは、現状がどうであって、それをどうすることになるのかという現状についてのデータ、それから、米国は目標で、欧州、中国、韓国は括弧内がないのですが、これは現状、あるいはいつの時点での話なのかということです。

さらに言いますと、権利化までの期間というのをどう評価したらいいのか、よく分からないところもありまして、一次審査通知を平均10か月以内にするといたしますと、権利化ま

ですが14か月だと、この間を4か月ぐらいで見ていくことになるのかと思われまして、米国とか韓国、中国、欧州はこの間の期間ほどのぐらいになっているのか、データ面での補足があればお願いしたいということです。

それから、期間としてこの数値目標を設定されるに当たっては、このような考え方からこれが適切な数値目標であるという根拠なり考え方があると思うのですが、どういうことで算出されているのかという点がもう一つの点です。

3点目ですが、これに取り組んでいく場合に、期間の短縮ということからしますと、これまで達成されたFA、一次審査通知までの期間の迅速化の取組みの延長線上として各種の取組みをやっていくことになるのか、これまでの取組みのさらなる充実ということになるのか、それとも何か質的に違う努力なり取組みが必要とされるのか、3点について、可能であれば補足していただければと思います。

○大淵分科会長 お願いします。

○前田企画調査課長 それでは補足させていただきます。

まず、この欄でございますが、日本についてはここにありますとり2023年度の目標でございます。

現状についての御質問ですが、2013年度の平均の数値として18.8月という数字が出ております。

それから、米国についてですが、これは2017年の目標で20月となっておりますが、現状は2013年で28.6月ということになっております。

以上、簡単でございますが、よろしいでしょうか。

○沖野委員 ありがとうございます。

それから、権利化までの期間と一次審査通知までの期間、この間の期間が諸外国でどうなっているかというデータはあるのでしょうか。

○前田企画調査課長 申し訳ありません。その数字につきましては現在手元にはございませんので、後ほどお答えさせていただければと思います。

○大淵分科会長 補足で、お願いいたします。

○澤井調整課長 14月の根拠ですが、二つございまして、一つは2012年当時の権利化までの期間の半減を目指そうという野心的な目標を立てたところでございます。

もう一つの理由といたしましては、14月以内に特許が付与される、あるいは拒絶されるということが明らかになりますと、出願と同時に審査請求された場合には、公開の前に最

最終判断が可能になり、仮に拒絶となる場合には出願を非公開とする道も選べるのではないかとこのようなことで、あくまで平均ではございますが、14月という期間を目標とさせていただきます。

○大淵分科会長 ほかにご質問はよろしいでしょうか。

お願いいたします。

○青山委員 審査品質管理の現状と今後の進め方、資料4-1、今まで何回か出ているのですが、審査品質管理のPDCAを兼ねたような管理をなさっていたのか、認識不足だったのですが、審査官一人当たりの処理件数が非常に多い現状の中で、先ほどの御説明では審査官お一人お一人のばらつきがあるとおっしゃられたのですが、私は、これによって審査官の方々が萎縮してはいけないなという感じがしないでもないのです。

その場合、審査官が自分の責任において審査して、それを複数の方が検証するというようなシステムにはなっていないのですか。あくまでも審査官の責任において完結するという形になっているのですか。その辺が分かりかねたので、教えていただければと思います。

○岩谷総務課企画調査官 お答えいたします。

基本的に審査官は独立して審査を行っておりますので、審査官の判断は独立して行われています。ただ、例えば出願人に通知する際の起案の方法とか、あるいは、例えば技術的に分からないところ、法解釈に幅があるような場合は、上司の管理職などと、我々は「協議」と呼んでいますが、協議をしながら判断を進めております。そういう意味で、最終的な判断は各審査官に委ねられますが、判断のばらつきがなくなるように、管理職のチェック、あるいは協議などを通じて品質の向上を図っているところでございます。

○大淵分科会長 どうぞ、お願いします。

○沖野委員 職務発明のほうですが、資料でいいますと2-1です。表現の話と中身にかかわる二つあります。

一つが職務発明制度の見直しの中の基本項目の一つ目で、従業者等に対して、現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障するという点、どのように同等の権利を保障するのかということですが、資料2-2の3ページを拝見しますと、契約や勤務規則等の定めに基づいて、対応するような経済上の利益を従業者等に付与する義務を使用者に課すことを法定することになっております。実質的に現在の法定対価請求権と同等の権利を保障することになりますと、従業者等が使用者に対して請求できる私法上の権利を持つということなのか、これは使用者に義務づけるというものですので、それが遵守されなかったと

きにどうなるのか、義務に対応した権利を有することはないのか、私法上の権利としては、これにかかわらず何らかの相当な価格の請求権を持つということになるのか、どのようにして同等の権利が保証されるのかがよく理解できなかつたところですので、補足をしていただければというのが1点目です。

もう1点は、資料のつくり方の問題かもしれないのですが、2-1の②の※印を見ますと、ただし次のようなことに留意する必要があるといたしまして、2点目で契約・勤務規則等を有しない法人に対して不利益にならないようにするというまとめになっております。これに対して①のほうのまとめのところでは若干表記が違っておまして、むしろ発明者の権利の保護が十分ではないということが起こらないようにという点に力点が置かれているようでもあり、さらに2-2のほうを見ますと、発明者の権利が不当に扱われ、使用者等と従業者等の間のトラブルの原因となることのないように、と書かれており、トラブルが問題になることで法人に不利益となることが懸念されているとも考えられまして、ここはだれの、いかなる利益に配慮することが考えられているのかが分かりにくい、また、資料も記載が違っているということが、より分かりにくさを生み出しているように思われますので、この点についても補足がありましたら説明していただければと思います。

○中野制度審議室長 補足申し上げます。

1番目の点について、現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障というのは、まさに先生がおっしゃられたように資料2-2の3ページで従業者等に付与する義務を課すことを法定するというところでございますが、ここは、実際にどういう書きぶりにするかという問題はありますが、実質的に同等の権利を保障するというのは、例えば現行法ですと対価を請求する権利を有するという形になっておりますが、従業員の側に対価を請求する権利を有するというのは、裏返せば請求される使用者は対価を支払う義務を負うということですので、そこは大きな違いはありません。

ここで念頭に置いているのは、まさに現行の特許法の職務発明規定上の対価請求権を従業員が有するということでもあります。ただ、「実質的に同等の」とやりましたのは、若干これまでとの違いがありまして、3ページの「第一に、」のところですが、例えば今は対価ということで法文上書いておりますが、ここに書いてありますように、経済上の利益（金銭以外のものも含む）というような形になっているということで、若干の違いはありますが、趣旨としては従前どおり、従業者は対価あるいは対価に該当するようなものを請求する権利を有するという理解でございます。

2点目の御質問についての補足ですが、申しわけございませんが、おっしゃっていただいたとおり、パワーポイントで小さくまとめるのに書き方が、短くなったので分かりにくくなったというところで、パワーポイントの資料で書こうとしていた趣旨は、まさに先生がおっしゃったように4ページ目の「第二に、」というパラグラフの下のほう、「また、職務発明に関する契約・勤務規則等を有しない法人に対しては、」という、このところの記述を短くまとめたところでございます。

この記述にありますように、第一義的には、職務発明規定を有していないのに法人帰属になった場合には、そこにお勤めの発明者がちゃんと権利を保障されないことになるのですが、そういった意味では従業員にとって不利益ということもあるのですが、そういう場合、トラブルになった場合は訴訟になることもありまして、それは使用者と従業者の間のトラブルということで、この法改正によってトラブルが起きる可能性が高まるという意味で使用者のほうにも不利益だということでも丸めて書いてございますが、そのところがパワーポイントをまとめる上で分かりにくかったのは申しわけございません。よろしいでしょうか。

○沖野委員 時間をとってすみません。

御説明ありがとうございます。1点目に関してですが、そういたしますと、今まさに指摘していただいた契約・勤務規則等を有しない法人の場合には、現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利というのはどのように保障されることになるのでしょうか。

○中野制度審議室長 契約・勤務規則その他の定めを有していない場合に自動的に法人帰属になってしまうと、今おっしゃったように対価請求の権利が保障されなくなってしまいますので、この場合は、自動的に法人帰属にはならない、言いかえると、個人帰属のまま残っている、したがって対価を請求する権利の必要もない、こういう趣旨でございます。

○沖野委員 ありがとうございます。

○大淵分科会長 これは私も関与しているものですから、法律家の観点から。

少しこれは分かりにくいところなのですが、まずは、資料2-1にあるように、お尋ねの最初のポイントだと思いますが、従業者に対しては、現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障するということであり、そのような意味では実質的には変更がないといえるのですが、より合理的な形で従業者に対して適切なインセンティブないし報奨を与えるということでもあります。具体的に言うと、現行が法定対価請求権であるに対して、資料2-2の3ページの終わりにあるように、協議等を尽くして従業者の意見も十分に聞いた

上で規則をつくって、その結果が契約ということになってきますので、請求権の根拠が契約上の請求権ということになってまいります。その方が予見可能性もあるし、当事者の納得感もあるということでもあります。

実質的に「同等」というのは、より合理化されたものとしての契約上の請求権という趣旨だと思います。契約上の請求権の方が、法定請求権よりは、当事者間で、規則策定についての協議を通じて、内容を決めることができますので、予見可能性もあるし、納得感もあるということでもあります。ただ、規則をつくらない会社については、法定請求権が残ることとなります。つまり、法律の要件を充足する規則をつくれば、法定請求権でなく、契約上の請求権によることとなりますが、法律の要件を充足する規則をつくらなければ、もとのまま法定請求権となります。このように、契約上の請求権か法定請求権かのいずれかの形できちんと発明者の利益が保障されるということになります。

## 5. 自由討議

○大淵分科会長 それでは、時間も押しておりますが、討議に入らせていただきます。

先ほど特許庁から審査品質の向上、審査官の海外派遣など、1年間の成果の報告をしていただきましたが、これらも踏まえまして、今後の知財行政や知財制度のあり方について、忌憚のない御意見をお願いいたします。

時間が押しておりますが、皆様から御発言いただきたいと思いますので、一人二、三分で簡潔にお願いできればと思います。御発言の際にはお手元の名札を立てていただければ、こちらから指名させていただきます。

では古谷委員、お願いいたします。

○古谷委員 日本弁理士会会長の古谷でございます。御指名いただきましてありがとうございます。

先ほど特許庁から、平成26年改正法の概要と、その後の施行に向けた取組みを御説明いただきました。例の中に弁理士法の改正概要というのがありまして、日本弁理士会における自律的取組みの強化についてのお話もありました。日本弁理士会といたしましては、会員の処分、苦情等の受付け、事務所内情報遮断装置、小規模事務所の事業の継続性確保、弁理士ナビの改良等による弁理士へのアクセス改善などに取り組んできております。

まず、今年4月から当会のホームページにおいて、会員を処分するすべての案件につい

て、弁理士の氏名や処分理由の概要などを公表いたします。また、来年4月から処分に関する調査や審査を組織的に、弁理士以外の学識経験者である外部委員を登用することにしたしております。一般からの弁理士に対する苦情に関しては、情報提供の呼びかけや、違反行為の申告制度の周知に取り組むとともに、弁理士に対する啓発活動にも取り組んでおります。事務所内の情報遮断措置については、弁理士倫理ガイドラインを改訂して周知を図るとともに、今回の弁理士法改正の内容について全弁理士に対して必須科目としての研修の受講を義務づけております。

その他もろもろ、御期待に添えるよう十分な取組みを行っておりますので、引き続きよろしく御理解、御協力のほどお願い申し上げて終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○大淵分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に野坂委員、お願いいたします。

○野坂委員 わずか1年で大変内容が盛りだくさんの知財立国の強化に向けた方向性を打ち出されたと、評価しております。その上で個別案件を2件発言したいと思います。

まず先ほども話題になっていた職務発明制度の見直しです。これまでの従業員帰属から会社帰属へ転換する、大変大きな転換ではありますが、押さえておかなければいけないのは、制度の見直しによっても技術者あるいは発明者の意欲を損なうことがあってはならないということだと思います。そもそも知財立国の強化というのは、日本のイノベーションを強化する、あるいは日本の産業力を強化するという大きな目標があるわけですから、それに沿った形での職務発明制度の見直しが重要であると思います。

その上で、先ほども話題になった①の現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障する、我々が話を聞いていてもなかなか難しい内容でありまして、これは企業が得かとか従業員が得かということではないのだと思います。だれが得かということではなくて、日本のイノベーション拡大のために双方にとってメリットのある制度にしなければいけない。そのためにも、一番重要な実質的に同等の権利を保障するという部分について、周知徹底をしっかりとって、どういうことで、どう変わるのかということを徹底しなければ混乱を招きかねないと思いますので、十分に考えていただきたい。

それに関連して言えば、企業にとってみれば、この見直しを企業に有利なように解釈するというのではなくて、当然のことながら報奨制度のインセンティブの一段の充実を図っていただきたい。企業と従業員が一心同体という形で努力していただきたいと思います。

その点でいえば、これから作成するというガイドラインが大変重要です。早急につくって、一般に公開して周知徹底していく、また、中小企業の相談窓口もつくるということですから、しっかり相談窓口での対応も求められると思います。

もう1点、短く言いますが、営業秘密、これもいろいろな形で抑止力の強化、妥当だと思います。日本の企業がアンフェアなスパイ行為によって被害を受けている状況は許しがたいものがありますので、やり得を許さないための制度設計を急いでほしい。検討課題として、詳細にまだ決まっていないようではありますが、特に重要なのは不当利益の没収、そして海外の重課だと思います。この辺は抑止力の強化で欠かせない部分ですから、早急に制度設計して、実効性のある営業秘密保護の強化策を心がけていただきたい。これが私からの注文です。以上です。

○大淵分科会長 ありがとうございます。

それでは順番で、次に君嶋委員、お願いいたします。

○君嶋委員 3点ほど申し上げたいと思います。

まず職務発明に関して、さまざまな要素を考慮しておおまとめ、特許小委員会の御苦勞を大変評価しております。使用者等に原則帰属ということになりまして、イノベーションの観点からしますと、使用者が安心して職務発明を実施化なり何なりに向けて利用できる、安定的に投資ができるという点ではよろしいかと思うのですが、イノベーションに関して残された問題としては、職務発明が原則、ちゃんと規定のある使用者に関しては使用者帰属になる、営業秘密の保護もきっちり強化されてきておりますので、従業者との守秘義務を課す契約等をきっちりやっている会社に関しては企業のほうで秘密を管理できる。

これは企業側にとってはもちろんすばらしいことなのですが、社会全体のイノベーションの観点からは、その企業の中でその発明が、次の実施化に向けての追加研究であるとか、商品化に向けての努力の対象になっていれば社会もイノベーションの恩恵を受けられるわけですが、企業の中で特にそれについて追加研究が行われなくて塩漬け状態になってしまった場合に、これが外に出る可能性が非常に低くなったわけですね。そうしますと、従業者が積極的に企業と話をし、これはいい発明だからもうちょっとやったほうがいいよ、あるいは、この企業でできないのだったら他社に売り込んでやらせたほうがいいよというような話ができるような企業環境であればイノベーションにも役に立つと思うのですが、必ずしもそうとは限らない。

その場合に、例えば発明者が（その企業で）評価されずにやめてしまった。発明者自身

はその発明を知っていますので、企業に対して、あれはいい発明だから自分のところでやりたいからやらせてよということでベンチャーを立ち上げるとかいうことはできるかもしれませんが、競業者のところへ行ってしまった。競業者に漏らしたら営業秘密の侵害になりますから、できません。競業者とか、ベンチャーに投資をしてくれる先に、こんなすばらしい発明があるから投資してよというような話をしにいても、これも営業秘密の侵害になってしまうということで、当該発明が帰属している企業がそれに対して積極的にやろうとしない場合に、埋もれた発明が新規事業を生み出す可能性がなくなっているという危険性を認識して、今後、発明者が動く（転職する）際に萎縮してしまうことがないように、職務発明のガイドラインとか、営業秘密の管理に関して工夫をしていただくとよろしいのかなと考えました。すみません、ちょっと長くなりました。

2点目でございますが、営業秘密の保護強化についても大変評価しておりますが、ちょっと懸念しておりますのは、例えば顧客名簿の漏洩とか公開前の映画が漏らされてしまったとかいう場合には営業秘密の侵害判断は容易であるのですが、技術情報が漏洩された場合に、これが果たして営業秘密の侵害であるかという判断は非常につきにくいわけです。したがって、営業秘密侵害における刑事罰について非親告罪化するという場合に、被害者が営業秘密侵害を主張して民事事件が先行している場合には、ある程度事実関係が警察や検察にもわかるわけですが、そうでないケースで、秘密で管理されていた情報についてどのように国が積極的に出ていくのか。（非親告罪化は）営業秘密の侵害の抑止にはなると思うのですが、警察や検察にとって侵害かどうかの判断が難しいものですから、判断を誤った場合の危険ということも十分考慮して、制度設計の際にはよく考えていただければと思います。

同様のことは製品の譲渡等に関しても、製品について営業秘密侵害であることを知って、あるいは重過失で知らないでという要件をどのように判断していくのかについて、予測可能性に欠けることがないようにお気をつけいただけるとよろしいかと思います。

3点目ですが、これも営業秘密に関してですが、現在、アメリカで連邦法の立法が検討されている段階であるかと思うのですが、日本の営業秘密制度はアメリカの制度もこれまで参考にしてきたわけですが、米国の営業秘密の保護は基本的に州法でされてきておりまして、連邦法（の立法）に関しても進めたいという人たちと、州法のままのほうがいいのではないかという人たちと意見が対立している状況であると聞いております。日本の場合は州法とか連邦法とかありませんので、日本の場合は国で決めればどんどん進みますが、

諸外国との調和という観点からは、米国のいろいろな意見とか動きを参考にしながら、日本として一番いい制度をご検討いただければと思います。

すみません。二、三分が長くなりまして。以上でございます。

○大淵分科会長 ありがとうございます。

それでは、このあたりで特許庁のほうで何かコメント等をされることがありましたら。

○中野制度審議室長 それでは、職務発明について野坂委員と君嶋委員に御指摘をいただいた点について簡単に申し上げます。

報告書、資料2-2ですが、まさに野坂委員がおっしゃったようにインセンティブの確保が大事で、ただ、インセンティブの確保が大事というのは、企業にとってもイノベーションが促進されるので大事なことで、企業と社員が一体となっておっしゃいましたが、この審議会の報告書に至る過程の議論も今おっしゃられたような方向で収れんしてまいりまして、報告書でいうと4ページ目の一番下のほうに、なお、職務発明制度を巡っては、「発明は会社のものか、社員のものか」といった短絡的な二項対立が言われるのですが、そうではないというようなことを書いておりまして、まさに、両者一体で考えるというのを担保するために、今回、対価の基準についてどうやって定めるかというのはガイドラインを定めて、従業員とじっくり協議してやる、意見の聴取とか情報の開示を行うという、ある意味、民主的なルールを取り入れることで対価の基準について従業員の納得感を高める、一体感を持たせる、それがイノベーションに資するし、労使ともにハッピーになるということで、ガイドラインの決め方が重要という御指摘もおっしゃるとおりで、私どももそういう気持ちでおります。

君嶋委員の御指摘ですが、塩漬けになったリスクというのは、職務発明の制度それ自体というよりは、別途の検討が必要なところかなと思います。現行、法改正以前でも、予約承継という形で、9割以上が企業に帰属してしまっているのです、法改正する前から御指摘のような問題点、特に日本ではなかなか難しいところがありますので、職務発明と別途で検討はしなければならないと思います。

ただ、職務発明制度によってそれが悪化するということではなくて、期待できるものがあるとなれば、言及されていたようにガイドラインで、企業と従業員がもっと話し合うこととなりますので、話し合いの過程で転職する場合のルールとか、そういうことも企業によってはあるかもしれないと期待はしております。

○木尾知的財産政策室長 君嶋委員から営業秘密の御指摘をいただきましたので、若干御

回答させていただきますと、塩漬けという議論については特許庁の議論と全く同じだと思っております。

ちなみに御紹介させていただきますと、営業秘密に該当すると従業員は一切使えないということではなくて、あくまで不正利益を得る目的で使う場合についてはだめだということだと思っております。

その上で、刑事事件の非親告罪化との関係でございますが、民事が必ず先行すべきだとは思っておりませんが、そういう趣旨ではないと思いますが、基本的には刑事事件として立件される場合、まさにおっしゃるとおりで、企業において当該営業秘密がどうやって秘密として管理されていたかという立証、企業の実態が極めて重要になると思いますので、そういう意味では企業の処罰意思、あるいは企業の協力なしに安易に捜査を行うことは想定しがたいと思っております。

同様に、製品、営業秘密侵害品等々についても、あくまで特許の侵害品とは違って、事前に権利範囲が表示されているものではございませんので、そういう意味では予測可能性を確保しながら、安易に港で製品の輸入とか部品の輸入がとまらないような慎重な制度設計が必要なのだろうと考えております。以上です。

○大淵分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に中村委員、お願いいたします。

○中村委員 ものづくり、中小企業の立場で二つお話ししたいと思います。

どちらかという現場サイドであります。今、日本の工作機械、こういった技術がどんどん海外に出ております。だとしたらどうしたらいいのか。我が国としては、技術とか、物の精度が上がるものが海外にどんどん出ていってしまいますので、それをうち砕くためには革新的なアイデア以外にないと思っております。そういう意味では特許というのはますます大事になってきたというのが第1点。

2番目は、先ほどの営業秘密、私もいろいろな会社へ行きます。20人、30人という会社に行きますと、特許って何ですか。まだまだ特許の文化が低いと私は思います。特許請求権の1、2、3は、営業にもすぐ使える特徴、それは営業戦略でもあります。先ほど企業と社員が一体に、まさにそのとおりであります。なぜそんなことをやってしまったのだ、出会いのときにひらめいたアイデアは特許の要素があるのですが、それをうっかり相手に話して後悔したことがあります。そのときに既に崩れてしまっているのが営業機密であります。社員も企業もみんな、営業機密は一体何だということに行くためには、まず特

許の文化をもっともっと中小の企業に反映していきたい。そういった意味で、特許庁がいろいろな試みをしていただいていることに対しまして、私からも感謝いたします。以上です。

○大淵分科会長 ありがとうございます。

中鉢委員、お願いいたします。

○中鉢委員 くだいようですが、職務発明についてですが、発明者へのインセンティブを義務化した上で、原則、初めから法人帰属にするという見直し案でございますが、今までも議論がありましたように、いろいろな懸念があると思いますが、いずれにしても、これからつくられるであろうガイドライン次第というところがございまして、そのガイドラインがあまりに使用者側と発明者側との手続きが実行性に乏しいものであつてはいけないうらうし、さりとて曖昧な記述になつては、むしろ訴訟リスクが増えるということにもなりかねませんので、ガイドラインのあり方については、よくよく慎重におつくりになつたほうがいいのではないかと。

それから、この問題はいろいろ議論があるように、社会からの注目度が非常に高い問題だと思ひます。法改正が行われた後でも、新制度への企業側の対応状況、あるいはイノベーションがどうなつたのかという検証、実態調査をやることを約束して法改正に当たるといふのも一案ではないかと思ひます。以上でございます。

○田原委員

大学の一研究者として意見をさせていただきます。従来は、数10年～100年後といった遠い将来に向けた基礎研究が多かつたですが、近年はできるだけ早期に製品化できるような研究、企業との共同研究開発が重要になってきています。そのため、研究をスタートするにあつて論文検索だけではなく、特許検索や特許出願をする機会が増えてきました。

特許検索につきましては、3月公開の特許検索システム(J-PlatPat)の概要を特許庁ホームページで拝見しました。特許文献と科学技術文献を同時に検索できる、ユーザーインターフェイスが向上しているということで期待しております。

大学機関での特許出願は日本国内が主ですが国際出願に目を向けることも必要だと思ひます。J-PlatPat は日本語に限られるということですが、英語にも対応した検索システムとなると、より充実したシステムになると思ひます。また、今後、大学機関に対する国内外の特許出願や特許検索に関する講習会、特許出願の補助について検討していただけると有難いです。以上になります。

○大淵分科会長 ありがとうございます。それでは、次に春田委員代理にお願いいたします。

○竹詰委員代理（春田氏） 労働組合の立場で、研究者たる従業員の立場から一言、今後の検討について申し上げたいと思います。

企業のオープン・クローズ戦略が多様化して進んでいる中で、営業秘密の漏洩が多発し、その防止策として、とりまとめのとおり制度面の抑止力の向上が進められており、重要なことと捉えております。

その一方で、発明を営業秘密としてクローズする場合においても、発明した研究者たる従業員に対する処遇について目を向けるべきではないかと考えております。営業秘密の漏洩の主な要因の一つに、発明した研究者の不満があると捉えており、その対策についても考えていく必要があると認識しております。研究者に対して納得性のある適切な処遇を示すことも重要であり、制度面での抑止力の向上と、この両面から営業秘密の漏洩防止を図っていくことが必要ではないかと考えております。このことが日本のイノベーションの強化、産業競争力の強化につながっていくのではないかと考えております。

今後のガイドラインや、マニュアルの策定の検討にあたり、このような観点も踏まえながら御議論いただき、ぜひ実効性のあるマニュアルや、ガイドラインを策定していただければと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○大淵分科会長 ありがとうございます。

何人かの方に御指摘等をいただきましたが、特許庁のほうで何かコメント等をされることがありましたら。

○木尾知的財産政策室長 春田委員の御意見についてでございますが、御意見のとおりで、私どもとしてはオープン・クローズで、権利化する場合であっても、秘匿化する場合であっても、基本的には同等に従業員の方が処遇されることが重要だと思っております、そういう意味では、今後マニュアルとかガイドラインについて、特許庁ともよく議論していきたいと思っております。以上です。

○中野制度審議室長 中鉢委員の御意見で、法改正後の実態調査というのはおっしゃるとおりで、これは行政として不断にやっていかなければならないことだと思っております。

ガイドラインは重要で、妙なものをつくるとまずいことになるというのは御懸念のとおりで、慎重にせよというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ、割とうまくいきそうかなと個人的には思っております、と申しますのは、ここ10年を見ても、いろいろ各社

つくられて、うまくいっている企業さんもありますので、そういう成功事例をよく聞いて参考にすれば、うまいものができるのかなという気もしております。

○大淵分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に亀井委員代理、お願いいたします。

○間塚委員代理（亀井氏） 間塚の代理で参りました亀井でございます。ありがとうございます。

1年間でさまざまな施策を迅速に進めていただいて、まずそのことに感謝を申し上げたいと思います。過程ではさまざま産業界の意見も聞き届けていただいたということで、ありがとうございます。

二つ申し上げたいと思います。一つは職務発明制度の改訂ということで、これは3年越しに議論していただいたかと思いますが、おおむね示されている方向が非常にありがたい方向であると思います。先ほど野坂先生がおっしゃって、中野室長に引き取っていただきましたが、これは企業が好きなように勝手なことをやるということではなくて、まさに表題に挙げられていますように、イノベーションをどう生むか、これは企業の利益のみならず、国としてどうするのかという大きな課題だと思っておりますので、それを達成する一つのツールとして35条の改正というのは非常に有効であろうと考えております。

従業員のインセンティブをなくすようなことをすれば企業自身が立ちゆかなくなる、真つ当な企業は多分そうであろうと思います。一方で、ブラックだと言われる企業があれば、そこも念頭に置いた施策ということで、非常によくお考えいただいているのかなと思います。ついては、しっかりと法改正に向けた御尽力をお願いしたいところでございます。それから、ガイドラインについてこれから議論が始まるかと思っておりますので、実務的な観点からの意見交換等を多々させていただけるとありがたい存じます。

それから、営業秘密について、こちらにも意図せざる流出が起きているということで、焦眉の急であったと思いますので、制度を固めていただき、かつ、官民の交流のもとで実質的になくしていこうという努力の体制も整えていただいたということで、まさに緒について、これから実質どうしていくかということだろうと思っております。制度的には積み残された課題もございますが、とりあえず今回強化していただいたことを踏まえて、現実的に見ながら継続して議論をしていただくというのが現実的だろうと考えます。

それから、秘密について意図せざる流出からを守っていただくという中で、一方で秘密を隠して死蔵する、もちろん顧客リストとか、肝になるところは隠さざるを得ないので

が、研究者としての望みも自分の技術が世の中に出るところにあると思いますので、そうしたことも企業自身の自治の中できちっとやっていくべきことだろうと考えております。以上です。

○大淵分科会長 ありがとうございました。

次に土肥委員、お願いいたします。

○土肥委員 まず、本日の重要なテーマかなと思います職務発明について申し上げたいと思います。特許制度というのはそもそもどういう制度かということ、発明の総量をどうして最大化するかということにあるのだろうと思います。職務発明制度も特許制度の中の一つのツールでありますので、その制度のもとで行われる発明を、いかにインセンティブを与えて総量を最大化していくか、これが一つあるのだろうと思います。と同時に、特許制度の場合は、その制度のもとにある発明を公開して、公開した発明に基づいてさらなるイノベーションが行われる、このこともあわせて制度としては目的としているわけであります。

今回の職務発明制度というものによって、こうした特許制度が本来目的とするものが果たして実現されていくのかどうか、この点は非常に重要でございまして、先ほど君嶋委員が「塩漬け」と言われましたが、このキーワードは非常に重要であろうと思います。したがって、今後詰めていかれると思いますが、この点について十分御検討いただければと思っております。

そういう意味で、営業秘密の保護制度というものも必要なのですが、この制度との連携というのが恐らく重要になってくると思います。営業秘密に関しましては、確かに現在さまざまな問題があって、これに対応せざるを得ない状況があることは承知しているわけですが、今は営業秘密を盗まれたという観点が非常に先行しているように思うわけがあります。つまり、明日は日本企業が盗んだと訴えられる可能性もある。制度というのは常に原告になるわけではなくて、被告になる場合もあって、制度上のバランスが非常に重要になってまいりますので、制度を見直す場合については冷静に考えていただければと思います。

例えば侵害利益の収益の没収とかありますが、これは、本来、営業秘密保有者の損害であるわけでありまして、これを国が没収するというのは日本の損害賠償制度との関係で整合性があるのか、例えば13号の不正競争類型のような、被害者がいない、いないわけではないのですが、いるのだけれども非常に広範に、営業上の利益を有しない消費者、購入者が日本全国に散らばるような場合においては、不当表示、虚偽表示等をやった企業の利益

を没収するというのは成立する話だろうと思います。したがって、一時の熱情のようなもので一気に行かないように、ぜひ慎重に考えていただきたいと思います。

それから、三つ目ですが、これは意見というよりも、感想なのですが、品質を重視されるというのは非常に大事なことで、前から私もそのことをお願いしていたわけですが、そのトップに、今後の目標として「強く・広く・役に立つ」、これは意匠も言われているわけですね。意匠で「広く」というのは、本気なのかなというのが実はありまして、それはぜひやっていただきたいと思いますが、意匠法にあるようにきちんと類似の範囲にわたってデザインというものが保護されれば非常に結構ですが、現状からすると、大丈夫かなというのが個人的な感想でございます。以上です。

○大淵分科会長 ありがとうございます。

次に飯田委員、お願いいたします。

○飯田委員 研究開発の現場の立場から課題を申し上げたいと思います。

営業秘密の制度についてですが、土肥委員もおっしゃったのですが、大学などでは自らの営業秘密を守るというだけではなくて、産学連携などで企業から、外部から受け取る営業秘密をどういうふうに守っていくか、受け取るリスクということも考えなければいけないと思っています。ガイドラインができるということですが、そもそも大学などでは「営業秘密」という意識が全くないことも多いです。なので、啓発、例えば高校とか大学に対する教育を義務化するなどを含めて、教育を徹底していく必要があると思います。

もう1点ですが、質の確保、質の向上ということですが、活用されてこそ知財立国として推進できると思いますので、現状、大学や中小企業などの知財は活用率が非常に低いと思います。その部分を今後、適切な政策をもって向上していくことが必要かと思っています。以上です。

○大淵分科会長 それでは、今まで札を立てられた方。時間を相当超過いたしますので、簡潔にお願いできればと思います。

次に林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

職務発明と営業秘密という非常に大きなテーマについて、このたび特に経済界からの強い要請のもとで法改正が行われたということは、大きく注目されているところだと思います。御案内のように、職務発明と営業秘密の問題は根っこは一つ、企業の中から生まれてくるものでございます。今後、この法改正がうまく根づくためには、特にその対応がまだ

不十分と思われます中小企業や、大学、研究機関などにおける体制づくりのサポートが必須であると思います。

この問題、雇用や労働問題も絡んでおります。また、民法上の問題、刑事法制も絡んでおります。日弁連や弁護士知財ネットとして、セミナーや個別の相談などの体制の準備を、これからしていくべきではないかと思っております。以上です。

○大淵分科会長 ありがとうございました。

それでは、次に宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 ありがとうございます。

この1年で、特許で大きな転換もありましたし、商標の法改正をしたり、営業秘密で日本が割を食っているかなと思ったところに手が打たれたということで、大きな前進があったと思います。ここから先は、ガイドラインとか運用の部分の精緻さが非常に求められていると思うので、そこを丁寧をお願いしたいと思います。

全体の三つの柱で見ると、私は、この後、国際的にリードしていくというところがすごく大事だと思ひまして、知財のところ、控えめに書いたのだと思うのですが、発信したり調和するという中に、さらに言うと、国際の全体のルールを自分たちのルールで取っていくぐらいの勢いでやる必要があると思います。そのためにはどういう手を打ったらいいいのか、今でもこれを見るといろいろされていると思うのですが、そこをもう1回真剣に考えたり、政府としても一般国民にももうちょっとアピールしてもいいと思います。

私たちが知財の問題は、ニュースの解説とか情報番組でも一部やったりしています。これを一般の人が身近に感じるのには難しいのですが、せめて中小企業の方々、あるいはこれから起業しようと思う方々、学生さんたちには、早いうちからこうした情報を持ってほしいと思って、その中では、今回、窓口とか相談というところを強化することには非常に期待を持っています。決して待ちの形ではなく、積極的に打って出て、日本の知財を全体的に底上げできればいいと思います。

○大淵分科会長 ありがとうございました。

それでは、次に早稲田委員、お願いいたします。

○早稲田委員 ありがとうございます。

まず、この1年間の取組みが非常に活発にされたということには敬意を表させていただきたいと思います。

日弁連といたしまして適宜パブコメには対応させていただいておりますので、個別の意見というわけではありませんが、知財についてかなり整備されている大企業と中小企業では、知財においては全くレベルが違ふと私どもは思っておりますので、1年間の取組において中小企業、ベンチャー企業について知財支援と書かれておりますので、これをさらに強化していただきたいと思っております。これについては、先ほど林委員もおっしゃれましたが、日弁連なり弁護士知財ネットでいろいろ対応させていただきたいと思っております。

それから、やはり海外発信というところは非常に大事でございます、特に中小企業、大企業もそうですが、これから日本企業は東南アジアに対して進出して行って、いろいろグローバル化していくというところですので、既におやりになっていらっしゃるが、日本の特許制度等を東南アジアのこれから知財をつくり上げていこうというところに発信していただいて、ぜひ日本の制度のいいところをそういう国々に伝えていただければと思います。以上でございます。

○大淵分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に渡部委員、お願いいたします。

○渡部委員 ありがとうございます。

知財戦略本部の検証委のほうでタスクフォース等をやったのち、特に営業秘密については短い期間でいろいろな施策を盛り込んで検討していただきました。大変感謝しております。

これらの施策が、職務発明もそうですが、イノベーション促進的な制度、施策であるかどうかということが我々として最も関心のある観点です。短期的に見ますと、イノベーション戦略というのはたくさんありますが、今、日本の競争戦略の中で欠けているオープンとクローズのしっかりした峻別と、それをそれぞれしっかりやっていくことに対して施策が向けられているかどうか大切に、その主体は基本的には組織でありますので、それは大企業も中小企業もベンチャーも大学もあります。そういう観点でそれぞれの施策について評価をすべきものだと考えております。

これは全体像がはっきりしてきたからの話であります、営業秘密のほうはかなり短期的な検討をしていただきました。組織としては、先ほどもありましたが、大学ももう少し検討していただく必要がある。例えば拠点の考え方とか、そういうところに大学を当てはめた場合にはどうなのかという点。

それから、職務発明に関してはいろいろな議論がありますが、一つだけ、「インセンティブ」という言葉、「インセンティブの切り下げにならないように」ということですが、インセンティブというのは人の意欲を引き出すための外部から与えられる刺激のことを指していると考えられます。人の意欲を引き出すために刺激を与えても、意欲が本当に引き出されるかどうか、実は分かりません。そこにはもう一つパラメーターがあって、社会科学、経済学、社会心理学では、本当に動機づけにつながるのかという研究がたくさん、何百の論文があります。そういう考え方の中で、恐らく今回作るガイドラインで何らか、企業に任せるだけではだめだという、介入するような形もあり得るかと思いますが、今までの積み重ねで行われているインセンティブについての常識というか、学術的な研究成果をしっかり踏まえてガイドラインを検討していただきたいということが2点目です。

最後に、地方の知財総合支援窓口の話が、これから地域創生という観点で議論も行われるわけですが、特許庁の方にも紹介していただいて、地域の窓口を少し回らせていただきました。確信したのは、窓口だけ開いてもきっとだれも来ない。働きかけをしないといけない。そういう意味で例えば10ページの2番目に書いてある知財アドバイザーという方を雇用して訪問させる、このような施策が多分ポイントになります。

ただし、日本の中小企業は約400万社あるわけですが、どれだけ届くかというところで、逆に約400万社のうちの1%、4万社に届かせるためにはどうしたらいいのかと考えていくべきではないか。そうしますと、地域には、例えば信金さんとか、いろいろ地域密着の方々がおられる。そういうところに働きかけができるような施策でないと4万社できないよねとか、その辺を追加的に、これは多分タスクフォースでもやりますが、議論をしていただく必要があるのではないかと思います。これは非常に重要で、仮に1%の方々がイノベーション活動にかかわれば相当効果が出ると思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○大淵分科会長 では、次に高山委員、お願いいたします。

○高山委員 営業秘密小委員会に所属させていただきまして、昨日パブリックコメントの結果も公表されまして、大変貴重な御意見を多方面から賜り感謝しております。その中で、実は11件が刑事罰に関するコメントでございまして、特に2点申し上げたいと思います。

まず、先ほどから何度か言及されております犯罪収益の剥奪についてでございます。これは実体は不当利得ですので、本来は被害者に返すべき財産という理解を私もしております。先行して犯罪収益の剥奪の制度を運用しております組織的犯罪処罰法は、犯罪収益は、

とにかく加害者からは剥奪するけれども、被害者が分かっている場合には被害者に還付する、被害者が分からない場合は国が取るという考え方でつくられている制度でございますので、営業秘密の場合についても、被害者に属するべき財産を国が取ってしまうということではございませんで、同じような考え方で制度設計ができればと思っております。

それから、処罰範囲の拡大については、パブリックコメントの中でも慎重になるべきだという意見もかなり頂戴しておりまして、この点は現場のニーズと、他の犯罪類型との公平性の確保という両方を見据えながら、今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○大淵分科会長 ありがとうございます。

では、次に片山委員、お願いいたします。

○片山委員 イノベーション促進のためによりよい制度を、一方でバランスを考えながらつくっていただいているということで、全体的には御努力を多としたいと思います。

先ほどから皆さんの話を伺っていて、一体、弁護士、弁理士として、あるいは自分にとって、何ができるのかなということを考えておりました。実は来月、JETROの関係でインドへ伺うことになっていまして、知財の裁判官との意見交換会に出席する。商標の問題、あるいは特許の問題で、御案内のとおりインドは化学あるいは医薬の分野では日本とは違う制度をとっていらっしゃるということで、もちろん頭から「あなたのところはいけませんよ」というようなことを申し上げるつもりはないのですが、実態がどうなっていて、どういうふうにすれば、現地の日本の企業の方にもお目にかかることになっていますが、御苦労されていると思いますので、どういうことを一つ一つやればインドでも日本の企業が活躍できるようになるのかということを勉強して、あるいは、一つ一つインドの裁判官とも議論をしてみたいと思っております。

渡部委員から日本の地方の話がありました。地方の中小企業を念頭に考えますと、こういうものに目を向けていくというのは確かに難しいところがあります。そこで、例えば信用金庫を窓口にしてというような大変勉強になるアイデアをいただきました。こういう制度をつくって一つ一つ現場を見ていくと、さらにその次の施策というか、そういうものが見えてくるのかなと思いました。私自身も外国でも日本でもそのようなことを心掛けたいと思います。

○大淵分科会長 ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、品田委員代理、お願いいたします。

○菅野委員代理（品田氏） ありがとうございます。最高裁事務総局行政局長、菅野の代理の品田でございます。私からは、資料1-2の4ページ、「(参考) 我が国における特許等紛争解決の実態把握」に関連して一言申し上げます。

ここでは、侵害訴訟における特許権者の勝訴率が取り上げられております。申し上げるまでもないことですが、裁判において重要なのは、審理や判断の質、安定性であると考えております。特許権侵害訴訟において、特許権者というのは一方当事者でございます、その勝訴率をもって司法制度のよしあしを評する指標としているとすれば、それには違和感があるところでございます。

それはひとまず措くことといたしまして、下の真ん中のグラフには我が国における特許権者の勝訴率が23%であるというデータが示されており、これは判決を母数としたものと思われませんが、我が国におきましては、特許権者勝訴事案の相当数で訴訟上の和解が成立していることが指摘されております。また、知財訴訟の件数が少ないということも示されておりますが、我が国では、相当数の知財紛争が、訴訟に持ち込まれる前に和解で解決しているということも指摘されているところでございます。

特許庁におかれまして、紛争の発生から解決に至る全体的な実態等を調査・分析中ということでございますが、これは、今申し上げたようなことを踏まえたものと認識しております。裁判所といたしましても、訴訟上の和解事案の資料やデータを提供させていただき、その調査に協力させていただいているところでございます。

なお、ここで取り上げられているドイツについては、侵害訴訟において特許権者が勝訴しても、後に無効訴訟で相当数の特許が無効とされることが指摘されております。アメリカについても、いわゆるパテントトロールの深刻な問題を抱えていることは御承知のとおりでございます、アメリカを特許の安定性に関するモデルのように扱うことがあるとすれば、正直、戸惑いを覚えるところでございます。

国際比較をするに当たっては、表層的な数値を追うということは決してないようにした上で、こういった事情も十分に踏まえたものとする必要があると考えておりまして、こういった観点からの外国調査を法務省が行っていると認識しております。以上でございます。ありがとうございます。

○大淵分科会長 今までのところで、何か特許庁のほうでコメント等がありますか。

よろしいでしょうか。 それでは、事務局からはコメント等はなしということで。

本日は非常に御熱心に御議論いただきまして、大幅に時間を超過してしまいましたが、

以上をもちまして産業構造審議会第6回知的財産分科会を閉会いたします。

なお、本日の配付資料につきましては、机上にお残しいただければ、後日お送りさせていただきます。

長時間にわたり御熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

## 6. 閉 会